別表１

対象サービス（介護保険法施行規則第140条の43第１項）

|  |
| --- |
| サービス種類 |
| 訪問介護  訪問入浴介護  訪問看護  訪問リハビリテーション  通所介護  地域密着型通所介護  通所リハビリテーション  短期入所生活介護  短期入所療養介護（介護老人保健施設）  短期入所療養介護（病院等）※診療所を除く。  短期入所療養介護（介護医療院）  特定施設入居者生活介護　※養護老人ホームを除く。  福祉用具貸与  特定福祉用具販売  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  夜間対応型訪問介護  認知症対応型通所介護  小規模多機能型居宅介護  認知症対応型共同生活介護  地域密着型特定施設入居者生活介護　※養護老人ホームを除く。  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  複合型サービス  居宅介護支援  介護福祉施設サービス  介護保健施設サービス  介護医療院サービス  介護予防訪問入浴介護  介護予防訪問看護  介護予防訪問リハビリテーション  介護予防通所リハビリテーション  介護予防短期入所生活介護  介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）  介護予防短期入所療養介護（病院等）※診療所を除く。  介護予防短期入所療養介護（介護医療院）  介護予防特定施設入居者生活介護　※養護老人ホームを除く。  介護予防福祉用具貸与  特定介護予防福祉用具販売  介護予防認知症対応型通所介護  介護予防小規模多機能型居宅介護  介護予防認知症対応型共同生活介護 |